

佐賀県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年九月二十一日から平成二十四年十月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類及び路線名 | | 道の区 | | 域 | |
|--|--|-------|--------|---------|--|
| 区 | 間 | 変更前の別 | 幅員メートル | 延長メートル | |
| 県道 厳木富士線 | 佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇一四番二地先から 佐賀市富士町大字荳木字持万三五五番地先まで | 前 | 六三・一 | 九七〇・二 | |
| | | 後 | 一二・〇 | | |
| | 佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇一四番二地先から 佐賀市富士町大字荳木字持万三五五番地先まで | 前 | 六一・九 | 一、〇三一・四 | |
| | | 後 | 二六・二 | | |
| 佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五六番一地先から 佐賀市富士町大字市川字葛尾一〇五一番一地先まで | 前 | 九・八 | 一六二・四 | | |
| | 後 | | | | |